

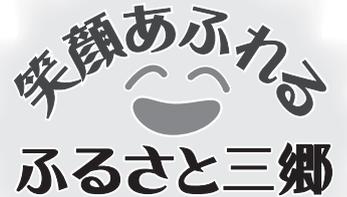
# 市議会だより『冬号』Vol.22 1/2



三郷市議会議員 所属会派：21世紀クラブ

かとう えい いずみ

## 加藤 英 泉



明けましておめでとうございます。皆様から熱い要望が寄せられておりましたので改めて本号発行に踏み切らせて頂きました。市民の皆様の方に寄り添い、ぶれない保守改革派として、また、市民目線重視でしがらみのない議会人として、真摯に使命を全うして参りますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。市議の役目は市政を評議することにあります。

さて、今年は市議会議員選挙の年。自薦、他薦それぞれの立候補予定者と思われる方の動きも活発化してきておりますが、心構えとしても、また、守らなければならないのが、市政と議会の二元代表制で、**執行機関(市長)とチェック機**

**能側(議会)の二元代表制が否定されますと、その結果、独裁に走りがちで、事件・事故の温床になりかねず、また、市民の不利益及び常識が疑われかねません。**上尾市においては、昨年、収賄等で市長・議長等の逮捕者がでました。新市長・副市長・教育長・議員の身を引き締めるため、市長自ら2つの「政治倫理(口利き禁止)条例」を提案し、可決・公布されました。私もこれに倣い、「**口利き・談合禁止条例(案)**」を推進し、議会や市の職員をはじめ行政に携わる人の余計な負担をなくし、結果として、市の経費の節減を図って参る所存です。そして、目指すは「**笑顔あふれるふるさと三郷**」づくりです。

### 《令和2年(2020)12月市議会定例会報告》

■11月30日～12月11日までの会期で行われ、全21議案が上程され、可決されました。その中で主だったものとして、■①疑問が残るのが、指定管理の委託料で、この度、中央運動拠点一括管理ということで、スカイパーク、セナリオ陸上競技場公園、総合体育館、番匠免運動公園が何故か文化会館をはじめ、文化施設を管理している「三郷市文化振興公社」が令和3年度から指定管理者に指定されました。何れも5年契約で、令和元年度の委託料と比較しますと、スカイパークが2,354万円であったものが3,597万円(53%増)に、陸上競技場公園が4,825万円から5,580万円(16%増)且つ、4年度から7年度まで毎年30万円づつ増額されて行きます。文化振興公社は市から職員が出向して身内同然で、また、施設管理の資機材も充実されてきており、デフレ下であり、経年とともに減額されていくのが世間一般であるにもかかわらず、大幅増

額には疑問を感じざるを得ません。次に、■②市長、副市長、教育長及び職員の期末手当の支給月数が改定され、それぞれ0.05ヵ月減の年4.45ヵ月となり、支給額は市長が51,300円減の年4,565,700円、2人の副市長がそれぞれ50,030円減の年4,007,670円、教育長が41,904円減の年3,729,456円となりました。因みに、職員の平均引下げ額は1人当たり16,535円で、その影響額は計1,480万円減プラス共済分275万円減の年合計1,755万円減となりました。また、■③行政組織を改善するとして、企画総務部を企画政策部と総務部に改め8部1課から9部1課になり、組織簡素化の世間に逆行して4月1日から部長職が1人増えることとなります。

その他・詳細は「広報みさと」、「みさと市議会だより」及び市議会のホームページをご覧ください。

# 『防災対策問題』について、一般質問 (12月9日)を行いました

第5次三郷市総合計画前期基本計画案及び三郷市国土強靱化地域計画が示されましたので、今回は防災対策問題を取り上げました。

## (1).避難所運営について

三郷市においては、大規模な自然災害のうち、地震と洪水が大きな被害をもたらすと想定されています。最大震度6強の東京湾北部地震の被害予測では、建物の全壊数1,189棟、半壊数3,331棟が想定され

ており、洪水に関しては、ハザードマップでは三郷市のほぼ全域が浸水想定区域となっており、避難所運営に課題山積みのところに、猛威を奮い始めた新型コロナウイルスの感染防止対策が加わりました。そこで…

### ア 避難所運営委員会設立の現状について

三郷市第5次総合計画案では、令和7年度までの避難所運営委員会設立目標を22ヶ所としております。指定避難所33ヶ所あるうち、現在、設立されているのは一体何ヶ所あるのか。

災害はいつ起きてもおかしくなく、また、運営委員会が設立されていても避難所の開設・運営の経験も少なく、いざ突発の事態に十分機能するかどうかの不安も残る中、令和7年で22ヶ所の指定避難所だけでは、予測される地震の発生や頻発する集中豪雨等による自然災害、そして新たな新型コロナウイルス感染拡大防止対策と、まだ避難所運営委員会が設立されていない、或いはそれ以前の、準備会議も行われていない指定避難所においては煩雑化する運営に対処できない所も出てくるのではないかと。避難所運営委員会設立には、準備会議から設立までにはかなりの時間を要することもありますので、未設立の避難所は早急に運営体制を整える必要がありますが、避難所運営のキーパーソンは市の担当職員であります。33ヶ所それぞれの避難所担当職員は3名ということですが、まだ運営委員会のない町会・自治会には3名の職員の名前も知らされていないところがあり、また、準備会議のアプローチもないということですが、市の災害対策の指示・指導・体制はどうなっているのか。

### カ 広域避難について

東日本大震災では居住自治体を出て避難する事例が相次ぎ、広域避難が災害対策基本法に盛り込まれました。政府の防災基本計画では、避難勧告などを出す市区町村が近隣自治体に避難先を確保することと明記されています。これは浸水想定区域外へ避難する計画で、三郷市としても安全な避難場所の確保と被災時の避難所運営の体制の構築が重要ですが、体制は整えられているのかどうか。

近隣5市1町をはじめ、県内全市町村、安曇野、三郷町、広野町、館山市、葛飾区、西会津町、行田市と災害時相互応援協定を締結している中で、葛飾区が被災し、垂直避難もままならず、避難先の水元公園も人で溢れて三郷市に避難してきた場合、東日本大震災時の広野町の人数レベルではないと思いますが、対応としてどのように考えておられるのか。また、三郷市が被災して、広域避難を余儀なくされた場合など、対応をどのようにお考えかお伺いいたします。

### キ 避難所開設・運営マニュアルについて

避難所開設・運営のルールづくりは既設の運営委員会や市の作成例を参考にして、自分たちの避難所に合わせて作成しなければなりません。そもそも市の開設・運営マニュアルそのものがあるのかどうか。あるとすれば各町会・自治体に配布や開示をしているのかどうか。また、今年、地震や風水害の自然災害の他に新たに新型コロナウイルス感染拡大防止問題が発生しましたが、感染防止対策を追加または修正された改訂版の開設・運営マニュアルになっているのかどうか。

### ク 避難所のあり方について

市の担当職員は、避難所を開設し、運営委員会や施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進しなければなりません。また、必要に応じて避難所内に災害時要配慮者支援窓口の設置や福祉避難室の開設を行い、要配慮者に対して一元的な対応と支援を行う必要もあります。

ペットの同行避難の課題などには、ペット同行避難の正しい知識の普及に基づく正しい避難や避難所の新型コロナウイルスの感染予防策として、マスク、消毒液、非接触型体温計、段ボールベッド、ワンタッチパーテーションなどの備蓄品の整備や作業が増え、避難所やその運営の考え方も変わってきています。

避難所は被災者の短期間の生活の場所ですので、避難されている人が停電時でも使用できる公衆電話も必要です。NTT側も自治体と連携し災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、設置場所はNTTホームページで案内するということですので、予め全指定避難所の浸水想定を避けた場所に常時設置しておく要請をすべきと思います。

また、災害時に印鑑・通帳なしで、現金の引き出し対応ができる金融機関が2行あるということですがその2行はどこ金融機関か、また、他の金融機関にも同様の対応を要請する必要もあると思いますが。



### オ 避難所運営訓練について

避難所運営委員会設立後、作成した開設・運営マニュアルに沿って、避難所運営も今までの通常の避難所運営の他にペットの同行避難対処、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から訓練項目が大幅に見直されたりし、避難所運営委員の皆さんにとって負担が増大します。今後の総合防災訓練も、避難所開設・運営に重点を置いた訓練にしてみてもいいでしょうか。



### カ 災害時の避難所について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対策や自然災害等の発生を機に、指定避難所とは別に、民間企業と施設利用に関し協定や連携する動きが広がってきています。

垂直避難を想定して、内閣府も全国の自治体に推奨しているホテル運営会社との避難協定、また、ビルオーナーや管理会社との間でのビル上層階の会議室等の避難時借用に関する協定、商業施設管理会社とでは立体駐車場等を災害時の緊急避難所として活用する協定が必要であると思います。既に一部管理会社・運営会社などと協定を締結しているところもあると思いますが、この先どのように考えておられるのか。

## (2).風水害時や地震災害時の情報発信について

台風や大雨などの風水害時に防災行政無線で避難情報を発信することになりますが、風雨が強い時には多くの方が聞き取れないなどの状況が考えられます。ホームページ、インターネットなどで避難情報を発信することになりますが、スマートフォンや携帯電話などをお持ちでない方への情報伝達は課題ですが、これらを解決するため、固定電話やFAXを用いて情報を発信する「災害時防災情報電話サービス」等を利用し、逃げ遅れゼロの対策を講じることも必要です。

また、防災行政無線難聴エリア発生に対処するため、AMやFMラジオの受信中でも自動的に防災無線に切り替わる特性の「防災ラジオ」を製作し、全世帯の希望者に無償貸与している自治体もありますので、三郷市においても一考の余地があるのではないかと。

また、三郷市防災情報架電サービス登録者数は現在57人で、令和7年目標を600人としていますが、600人といわずもっと進めるべきと思いますが、多すぎると不都合なことがあるのかどうか。

## (3).防災・災害ハンドブックやガイドブックについて

防災または災害ハンドブック・ガイドブックはどこ自治体でも全戸配布され、日頃から災害に備え、災害時にも落ち着いて適切な行動がとれるよう、防災に関する知識や心構えを見やすく解りやすくして、発行

されていますが、三郷市にはありません。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各自自治体とも改訂を余儀なくされておりますが、それ以前に、三郷市はなぜ発行されないのか。

## (4).避難行動要支援者制度の個別計画の作成について

国は、東日本大震災を受けた2013年の災害対策基本法の改正で、市町村に災害弱者をリスト化する「避難行動要支援者名簿」の作成を義務づけています。一方、要支援者の個別計画の作成は義務ではないが、市町村は町会・自治会などと連携して、災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者など要支援者名簿に掲載された一人ひとりの避難経路や避難場所、手助けする支援者の氏名などを予め決めておくことになっています。県内では、2市を除く61市町村が作成に着手しているものの、作成が終わっているのは対象となる要支援者の約1割にとどまっています。

町会・自治会においては、個別計画の要支援者とその支援者の名簿までは決まっているものの、障害や病

気を他人に知られたくないという要支援者は多く、個人情報提供への合意がなかなか得られず、要支援者と支援者が話し合いながら作る必要があるため、支援する住民の負担が大きくなっています。そんな中、個人情報の問題もあるが、条例を活用して、同意がなくても情報を開示できるようにしている自治体もありますので、要支援者一人ひとりの命を助けるため、作成を進めることができていると思います。三郷市も要支援者の情報を開示して、支援者が躊躇なく支援プランが作成できるようにする必要があります。三郷市には何人の要支援者がいて、個別計画の作成を確認できる人は何人おられるのか。また、市として今後、情報開示をする勇気があるかどうか。

## (5).江戸川緊急用船着き場の利活用について

1995年1月の阪神淡路大震災の際は建物の倒壊や火災により陸路による救援活動や物資輸送が儘ならず、水路による移動や輸送が有効であったことから、その後、江戸川沿いの自治体にも船着き場が設置され、近いところでは、松戸緊急船着き場が2001年に完成。三郷市においては、災害発生時に河川ルートで救援物資等を搬送・荷揚げするための施設として2009年3月に完成。浚渫は2010年度で終わる予定になっていましたが、実現しておらず、通れる船は船底までが水面下1.5mまでの船に限られています。そんな中、10月に江戸川緊急用船着き場において、国交省はじめ関係機関の方々がお出でになり、三郷市に対

し今後の展開について説明をされたということですが、その内容を具体的にご説明ください。

緊急船着き場の強靱化計画では、周辺の整備検討を進め、活用の場を広めるとしています。緊急船着き場は、江戸川交流拠点としてもフェスティバル等のイベントが行われてきましたが、観光事業の一環として屋形船や遊覧船の誘致或いは三郷駅南口のワオシティの建替えによる新たな企画やサイクリングロードを利用した企画などとコラボして、川の駅を設置し、新たな観光資源とし、観光協会独立を機に、観光事業拡大を図る時期だと思えます。どのように整備し、利活用しようとしておられるのか。

## (6).空き家の解消について

全国の空き家は2018年現在で、戸数は20年前の約1.5倍に増え、850万に上ります。風水害・地震が発生し、被災した空き家を放置すると衛生環境の悪化や倒壊による二次災害の恐れがあります。希望する所有者には補助金を出しても、除却・解体を促すなど普段から老朽化した空き家の解消に取り組む必要が

あると思えます。三郷市では12月末まで、何故か空から調査する会社による空き家の調査を予定していますが、三郷市には現在、放置された戸建て空き家が何棟あり、また、それを今後どのように解消しようとしておられるのか。

## (7).災害時給水ステーションの開設等について

災害時に生き延びるために、水は必ず必要です。平常時から、住まいや会社近くの災害時給水施設を確認し、災害時に備えるようにしておきたいものですが、東京都の「災害時給水ステーション」の次の三つの開設例を参考に、三郷市にも同じような体制ができていくのかどうか、また、あるとすれば何ヶ所か。一つ目の「給水拠点」は、住まいから約半径2kmの距離に1ヶ所として、都内の浄水場、給水所、公園の地下等に応急給水槽等を212ヶ所開設してあり、拠点の位置は水道局のホームページから確認できるようになっています。二つ目は、三郷市にもある「車両輸送」で、給水車等を派遣し、開設します。三つ目は「消火栓等」で、給水拠点での応急給水を補完するために、避難所付近の予め指定した消火栓等に仮設の蛇口を設置し、開設します。

埼玉県では、災害時の応急給水拠点の整備について、応急給水体制を強化するために、県の送水管路上の空

気弁の230数ヶ所を応急給水拠点として位置づけています。その空気弁に応急給水装置を設置することで蛇口からの給水が可能になります。三郷市北部に応急給水拠点が2ヶ所あるようになっていますが、この設置場所はどこで、何ヶ所あるのか。そして、実際テストをしているのかどうか。また、指定避難所の小中学校の受水槽の災害用給水栓付設工事完了件数も可成り増えているようですが、三郷市も民間の受水槽設置の建物が増えてきましたので、地域住民の災害時の混乱と不安を解消するために、受水槽に災害用給水栓を付設し、応急給水を可能にしておくことも必要です。前回の質問の回答では、三郷市自主防災組織補助金（上限15万円）の交付要綱に基づく補助対象としていくということでしたが、自主防にとっては貴重な補助金ですので、これとは別に、あくまで民間対象の補助金の助成を要望させていただきます。

# コロナ禍終息をお祈りします。



### 連絡先

E-mail [ktt@ceres.ocn.ne.jp](mailto:ktt@ceres.ocn.ne.jp)

〒341-0024 三郷市三郷2-1-9

TEL 048-957-0962 FAX 048-957-0966